

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 19 号

(所 管) 学校教育部 教育課程課

件 名	令和 7 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
提 案 理 由	堺市立学校において令和 7 年度に使用する教科用図書の公正かつ適正な採択を行うため、本件を上程するものである。
議案 (報告) の 概要又は要旨	<p>【概要】</p> <p>今年度は、中学校、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による支援学校・支援学級で使用する一般図書を採択する。</p> <p>なお、中学校で令和 7 年度に使用する教科用図書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科用図書を除き、「中学校用教科書目録」(令和 7 年度使用)」に登載されている教科用図書のうちから採択する。</p> <p>小学校で令和 7 年度に使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法第 14 条に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 6 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならない。</p> <p>【教科用図書採択の基本方針及び採択基準について】</p> <p>(1) 教科用図書採択の基本方針 別紙 1 のとおり</p> <p>(2) 採択基準 (文部科学省及び大阪府教育委員会からの通知を踏まえ定める。) 別紙 2 のとおり</p>
備 考	参考資料 ・大阪府教育委員会からの通知 (写)
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (基本方針及び採択基準を基に採択事務を進める。)

議案第 19 号

令和 7 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

このことについて、次のとおり基本方針及び採択基準を定め、教科用図書の採択を実施する。

令和 6 年 5 月 13 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針

堺市教育委員会

教科用図書（以下「教科書」という。）は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

堺市立学校で使用する教科書の採択基準

堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 7 年度使用教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 小学校の令和 7 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 6 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 5 年度の採択基準に準じて行う。
- 2 中学校の令和 7 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、「中学校用教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- 3 支援学校及び支援学級の令和 7 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の状況を勘案し、個々の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）のうち、最も適切な教科書を採択する。
一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第 9 条関係教科書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。
- 4 高等学校の令和 7 年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。
ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。

写

参考資料

教小中第1245号
令和6年4月17日

各市町村教育委員会教育長様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について（通知）

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり定めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和6年5月10日（金）に開催の教科書採択給与事務担当者会等において説明する予定です。

連絡先

担当 市町村教育室 小中学校課
学事グループ 前川

電話 06-6941-0351（内線3425）

FAX 06-6944-3826

E-mail MarkawaRyo@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和7年度 使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程（以下、小学校とする）の令和7年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和6年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 中学校及び義務教育学校後期課程（以下、中学校とする）においては、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和7年度使用教科用図書の採択の基準を次のとおりとする。
 - ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という）が別に提示する種目ごとの中学校教科用図書選定資料を活用すること。
 - ウ 2以上の町村を合わせた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という）の関係町村教育委員会が採択する場合には、2（1）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。
 - エ 指定都市並びに1市1採択地区（以下、「単独採択地区」という）の教育委員会が採択する場合には、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

(1) 教科用図書採択地区協議会運営要領

共同採択地区内の関係町村教育委員会は、無償措置法第13条第4項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

- ア 協議会は、教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。
- ウ 専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- エ 調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。
- オ 調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。
- カ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。また、小学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。
- キ 協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。
- ク 調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- ケ 調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。
- コ 協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者(平成28年6月20日付け28文科初第432号 文部科学省初等中等教育局長通知「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」第一2. 留意事項 参照)であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式1による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。
- サ 令和7年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとする。

(2) 教科用図書選定委員会運営要領

単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という）を設置し、次の要領によって運営すること。

- ア 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市町立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。
- ウ 委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- エ 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- オ 教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。
- カ 調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。

- キ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。また、小学校教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。
- ク 委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者（平成28年6月20日付け28文科初第432号 文部科学省初等中等教育局長通知「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」第一2.留意事項 参照）であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式2による誓約書を提出させること。
- ケ 令和7年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとする。
- コ 委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

3 国立・私立学校における採択について

- (1) 小学校の令和7年度使用教科用図書の採択については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和6年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこと。
- ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 中学校の令和7年度使用教科用図書の採択については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。
- ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を、中学校については、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における令和7年度使用教科用図書の選定については、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。
- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

5 採択の公正確保について

教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこと。

令和6年度においては、各採択権者による中学校用教科用図書の採択替えとともに、文部科学省による高等学校用教科用図書についての検定が行われるため、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう特に留意し、教科用図書の採択に一切の疑念を抱かれることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すこと。

(別紙様式1)

〇 〇 教育委員会 様

職

名 前

わたくしは、〇〇地区義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会規約第〇条第〇項
に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約
します。

また、自身が本委員であることも含め職務上知り得た内容について、守秘する
ことを誓約します。

令和 年 月 日

(別紙様式2)

○ ○ 教育委員会 様

職

名 前

わたくしは、〇〇市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第〇条第〇項
に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約
します。

また、自身が本委員であることも含め職務上知り得た内容について、守秘する
ことを誓約します。

令和 年 月 日

(参考)

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(文部科学省初等中等教育局長通知 平成28年6月20日付け28文科初第432号)

—

2. 留意事項

＜教科書発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者＞

- 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」について、無償措置法律施行令第9条第2項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えないこと。
- 具体的には、例えば、
 - ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
 - ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
 - ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
 - ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
 - ⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなるが、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者のほか、教科書の著作・編集、発行に直接関係がない採択関係者（教育委員会関係者又は教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者をいう。以下同じ。）又はこれらの職にあった者等を含めて、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当であること。
- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること。